

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 2 月 28 日

株式会社アイナボホールディングス
株式会社アイナボ物流
(旧商号：株式会社アクセス)

2024年2月28日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都台東区元浅草 2-6-6
東京日産台東ビル 4F
株式会社アイナボホールディングス
代表取締役 社長 阿部 一成

神奈川県横浜市都筑区池辺町 4815
株式会社アイナボ物流
代表取締役 社長 奥山 学志

株式会社アイナボホールディングス（以下「分割会社」といいます。）及びアイナボ物流（以下「継承会社」といいます。）は、2023年11月14日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2024年2月1日を効力発生日として、分割会社はその事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年2月1日
2. 吸収分割会社における事項（規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条第2の規定による請求に係る手続きの経過
該当する事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過。
該当する事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続きの経過。
分割会社は新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

分割会社は会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 11 月 14 日付官報により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに会社法第 789 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続 会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続 承継会社は、2023 年 11 月 14 日付で承継会社の株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に基づく通知を行いました。会社法第 797 条第 1 項に基づく株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議申述手続 承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2023 年 11 月 14 日付官報により、その債権者に対して所定の事項を公告するとともに、同日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いました。申述期限までに会社法第 799 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 2 月 1 日をもって、分割会社から本吸収分割契約書に定める物流事業に関する権利義務を承継しました。これにより継承した資産の額は僅少、負債の額は 0 円です。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 2 月 1 日

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）はありません。

以上